

有価証券の時価等情報（単体）

有価証券関係

（単位 百万円）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

売買目的有価証券

種 類	平成20年度中間期（平成20年9月30日現在）		平成21年度中間期（平成21年9月30日現在）	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	54	0	53	0

満期保有目的の債券で時価のあるもの

種 類	平成20年度中間期（平成20年9月30日現在）			平成21年度中間期（平成21年9月30日現在）		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
社債	399	393	△ 5	399	392	△ 6
その他	17,917	15,556	△ 2,360	16,932	15,156	△ 1,776
合 計	18,316	15,950	△ 2,365	17,332	15,549	△ 1,783

（注）時価は、中間期末日における市場価格等に基づいております。

その他有価証券で時価のあるもの

種 類	平成20年度中間期（平成20年9月30日現在）			平成21年度中間期（平成21年9月30日現在）		
	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額
株式	4,967	6,074	1,107	3,394	4,315	920
債券	280,251	282,157	1,906	257,959	263,457	5,498
国債	179,958	182,184	2,225	157,897	161,849	3,951
地方債	34,196	34,377	180	37,442	38,085	642
社債	66,095	65,595	△ 500	62,618	63,522	904
その他	46,939	42,960	△ 3,978	55,815	53,930	△ 1,885
合 計	332,157	331,192	△ 964	317,169	321,703	4,534

（注）中間貸借対照表計上額は、中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

種 類	平成20年度中間期 （平成20年9月30日現在）	平成21年度中間期 （平成21年9月30日現在）
満期保有目的の債券		
私募事業債	7,687	6,062
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式		
子会社・子法人等株式	36	36
関連法人等株式	26	26
その他有価証券		
非上場株式	620	719
出資証券（投資事業組合）	64	50

金銭の信託関係

(単位 百万円)

運用目的の金銭の信託

種 別	平成20年度中間期 (平成20年9月30日現在)		平成21年度中間期 (平成21年9月30日現在)	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,000	—	3,000	—

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

その他有価証券評価差額金

(単位 百万円)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

種 類	平成20年度中間期 (平成20年9月30日現在)	平成21年度中間期 (平成21年9月30日現在)
評価差額	△ 964	4,534
その他有価証券	△ 964	4,534
その他の金銭の信託	—	—
(△) 繰延税金負債	△ 519	1,714
その他有価証券評価差額金	△ 445	2,819

デリバティブ取引情報

(1) 金利関連取引…該当ありません。

(2) 通貨関連取引

平成20年度中間期 (平成20年9月30日現在)

(単位 百万円)

区 分	種 類	契約額等	時 価	評価損益
店 頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	181	178	1
	通貨オプション	300	—	—
	その他	—	—	—
	合 計	—	178	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

平成21年度中間期 (平成21年9月30日現在)

(単位 百万円)

区 分	種 類	契約額等	時 価	評価損益
店 頭	為替予約	242	240	1
	合 計	—	240	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引…該当ありません。

(4) 債券関連取引…該当ありません。

(5) 商品関連取引…該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引…該当ありません。